

岩手県告示第483号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始をする旨起業者国土交通大臣から申立てがあった。

令和3年6月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 事業の種類 一般国道4号改築工事（北上拡幅・岩手県北上市相去町笹長根地内から同市相去町和田尻地内まで及び同市相去町寺後沢地内から同市相去町平林地内まで）
- 2 収用の手続を開始する起業地 岩手県北上市相去町寺後沢、山田、田抱、平林及び前塘地内
- 3 使用の手続を開始する起業地 岩手県北上市相去町寺後沢、山田、田抱、平林及び前塘地内
- 4 収用又は使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 北上市役所